

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養 施設の設置について

現在、富山県内では、新型コロナウイルス感染者については落ち着きを見せておりますが、冬季のインフルエンザとの同時流行に備え、医療資源の有効活用の観点から、無症状又は軽症の患者には医療機関以外の場所で療養していただくこととしております。

県では、軽症者等を受け入れていただける宿泊施設を公募し、複数の宿泊施設事業者と協議を重ねてきましたが、宿泊需要の高まりからホテル・旅館の確保が困難となっております。

この度、包括連携協定を締結している株式会社北陸銀行のご協力と地域の方々のご理解を得て、次の施設での宿泊療養を開始することとなりました。

- 1 開設施設 「北陸銀行研修センター」（全72室）
富山市西大沢476
（現在稼働している「玄猿楼（全53室）」とあわせ計125室確保）
- 2 開設の考え方
 - ・ 県からの要請に応じて速やかに受け入れ開始ができること
 - ・ 現時点で新型コロナウイルスの感染者数が最も多い富山市内に所在
 - ・ 個室が50室以上まとめて確保が可能
 - ・ 汚染区域と清潔区域を明確に区分け（ゾーニング）することができる施設構造等から総合的に判断
- 3 宿泊療養施設としての開設期間
令和2年10月1日（木）～ 令和2年12月末
（※実際には、「玄猿楼」の定員を超過した後に、入所者の受入れを開始）
- 4 宿泊療養施設の運用について
 - ・ 入所者は、医療機関または県が用意する移動手段で当該施設に移動
 - ・ 入所期間中は外出や面会等の外部との接触は禁止。入所者の費用負担はなし
 - ・ 宿泊施設には、看護師及び事務職員が24時間常駐
 - ・ 医師は、24時間オンコールで対応

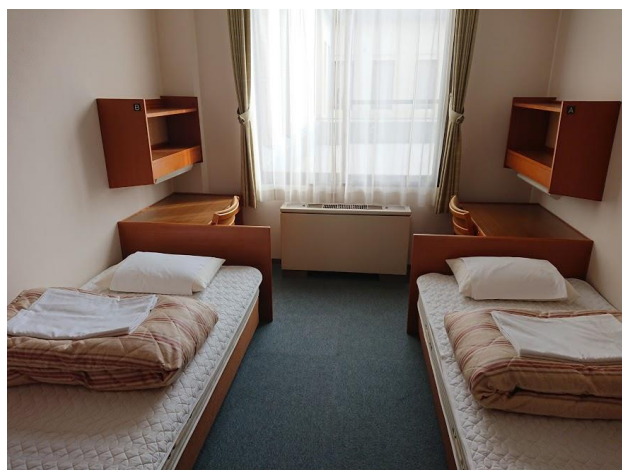
北陸銀行研修センター



外観



外観



個室



浴場(共同利用)



エレベーター前(ゾーニング)



廊下(ゾーニング)

富山県と株式会社北陸銀行との連携と協力に関する包括協定書

富山県（以下「甲」という。）と株式会社北陸銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、富山県内における地域の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の情報を有効に活用し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域の産業振興・中小企業等の支援に関する事
- (2) 地元での就業支援、雇用促進に関する事
- (3) 富山県産品の地産地消支援に関する事
- (4) 富山県の観光振興、イメージアップに関する事
- (5) 高齢者・障害者支援に関する事
- (6) 災害時支援対策に関する事
- (7) 子育て支援、青少年健全育成に関する事
- (8) 環境保全、生活環境対策に関する事
- (9) 産学官連携、農商工連携事業に関する事
- (10) 芸術・文化活動支援に関する事
- (11) その他、地域活性化・県民サービスの向上に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、県内市町村と連携が図られるよう努めるものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がなければ、

有効期間が満了する日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月18日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事

石井隆一

乙 富山県富山市堤町通り1丁目2番26号

株式会社北陸銀行

代表取締役会長

麦野英順